

日本国環境省とフィリピン環境・天然資源省との間の  
環境保護分野における協力覚書  
(仮訳)

日本国環境省とフィリピン環境・天然資源省（以下、個別には「当事者」、両者を合わせて「両当事者」と言う）は、  
環境問題の地球規模的な性質を考慮し、環境の保全と改善のための共通の責任を認識して、  
環境保護の分野での協力拡大に努力し、現在と未来の世代のために環境を保護し改善する重要性を認識して、  
国際的な環境協力の分野で得た経験を考慮して、  
両当事者が参加している国際的な環境に関する条約の規定に基づき、  
以下の認識に到達した：

**第1項  
目的**

両当事者は、平等と互惠に基づき、持続可能な開発の目標と原則を指針として、各国の国内法規と両国において適用される国際条約に従い、環境保護の分野で協力する。

**第2項  
協力分野**

本覚書の下での協力は、以下の分野において行う。：

- 気候変動の緩和と適応
- 大気質管理
- 水質管理
- 化学物質管理
- プラスチックや電気・電子機器廃棄物を含む廃棄物管理
- 生物多様性保全

この協力は、両当事者の決定した他の分野でも実行することができる。

**第3項  
協力の実施と形態**

本覚書の下での協力は、以下を含む形式をとり得る。：

- 定期的な政策対話、会合、会議、シンポジウム、ワークショップ、研修等を通じた人材育成
- 環境政策に関する知識、経験、ベストプラクティス、科学的・技術的情報およびデータ等の交換
- 地球環境交渉プロセスや多国間環境協定に関する情報交換
- 国際的なプロジェクト資金の調達先の特定や民間投資機会の奨励

- 参加者がそれぞれの国内において共同で決定するその他の協力形態

本覚書に基づく協力の実施は、参加国による別個の取り決めによって代替することができる。

#### 第4項 修正

本覚書は、外交ルートを通じて、参加者相互の書面による同意により、いつでも変更することができる。かかる変更は、本覚書第6項の開始に関する項目に沿って開始され、本覚書の不可欠な一部となる。

#### 第5項 相違の解決

本覚書の項目の解釈又は適用について相違がある場合には、参加国は、外交ルートを通じて協議により友好的に解決し、解決する。

#### 第6項 開始日・期間・終了・その他の事項

この覚書に基づく協力は、その開始のためのそれぞれの国内要件が遵守されたことを示す当事者からの、より後日の書面による通知の日に開始される。

この協力は5年間継続し、両当事者の書面による同意により延長することができる。また、いずれかの当事者が、終了を意図する日の少なくとも6カ月前に、外交ルートを通じて書面で通知することにより、いつでも終了することができる。

この協力の終了は、両当事者が別途決定した場合を除き、進行中のプロジェクト又は活動が完了するまで、当該プロジェクトまたは活動の期間に影響を与えない。

本覚書の事項は、公共の関心事に関する情報を得る国民の権利、および公共の利益に関わる取引に関する完全な開示に関する法律を損なうものではない。

本覚書は、国内法および国際法に基づくいかなる法的権利および義務にも影響しない。

2023年12月17日に、英語による原本2通に署名した。

日本国環境省のために

フィリピン  
環境天然資源省  
のために

伊藤信太郎大臣

マリア・アントニア・  
ユーロ＝ロイザガ大臣